

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 5 第 2 項及び第 167 条の 6 第 1 項の規定により公告します。

令和 7 年 10 月 1 日

奈良県広域水道企業団
企業長 山下 真

第 1 入札に付する事項

- | | |
|------------|---|
| (1) 案件番号 | 253001002 |
| (2) 工 事 名 | 平群町若葉台地区減圧弁更新工事 |
| (3) 工事場所 | 奈良県生駒郡平群町若葉台2丁目 地内 |
| (4) 工事概要 | 減圧弁(平群町若葉台地区)の老朽化に伴う更新工事
仮設配管工事 リース管φ75×24.0m
仮設給水工事 φ20-1 箇所
減圧施設工事 減圧弁φ250-1 式
本設配管工事 GXDIPφ350×3.7m、φ250×11.3m、φ100×13.9m
本設給水工事 φ20-1 箇所
舗装復旧工事 t=5cm×95 m ² |
| (5) 工事期間 | 契約日から令和 8 年 3 月 13 日 |
| (6) 予定価格 | 金 56,302,400 円(消費税を含む) |
| (7) 最低制限価格 | 金 49,282,200 円(消費税を含む) |
| (8) 入札保証金 | 奈良県広域水道企業団契約規程第4条第1項の規定による |
| (9) 契約保証金 | 奈良県広域水道企業団契約規程第 19 条の規定による |
| (10) 入札方法 | 郵便入札 |
| (11) 入札回数 | 1回 |

第 2 入札参加資格要件

平群町建設工事等競争入札参加資格を有する単体の建設業者であって、次に掲げる条件を全て満たしていること。なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、平群町の入札参加資格審査要領に従い平群町に入札参加資格審査の申請を行ってください。

1. 平群町建設工事等競争入札参加資格者名簿において、土木一式工事及び上下水道設備の業種に登録されていること
2. 建設業法第 27 条の 23 第 1 項の規定による経営事項審査(最新版)の結果における土木一式工事の総合評定点(P 点)が 700 点以上であること。
3. 奈良県内に建設業法第 3 条第 1 項に規定する本店、支店又は営業所を有する者。
4. 過去 10 年以内に国内において、公共構築物及び公共工作物の水道工事を元請にて施工した実績を有すること。
5. 資本金が 2,000 万円以上あり、技術職員が 3 名以上(うち 1 級技術者 1 名以上)有すること。
6. 次の条件を満たす技術者を、この工事の施工期間中専任で 1 名配置できること。
 - ① 建設業法による技術検定のうち検定種目を 1 級の土木工事施工管理とするものに合格した者、又はこれらと同等以上の能力を有するものと国土交通大臣が認定した者
 - ② 競争入札参加資格確認申請書の提出の日以前に 3 ヶ月以上の雇用関係にある者
 - ③ 監理技術者を置くことが必要な工事にあっては、土木工事業又は管工事業の「監理技術者資格者証」の交付を受けている者
7. 競争入札参加資格確認申請書の提出の日以前に 3 ヶ月以上の雇用関係にある現場代理人として 1 名配置できること。なお、現場代理人、主任(監理)技術者及び専門技術者はこれらを兼ねることができる。
8. 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者。
9. 公告から入札までの間において、平群町の指名停止基準に基づく指名停止期間中でない者。
10. 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定による更生手続き開始の申立て(同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件(以下「旧更生事件」という。)に係る同法による改正前の会社更生法(昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。)第 30 条の規定による更生手続開始の申立てを含む。)をしていない者、又は申立てをされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を

含む。)を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者、又は申立てをなされなかった者とみなす。

11. 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者、又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者、又は申立てをなされなかった者とみなす。
12. 平群町指定給水装置工事事業者として指定後1年以上経過し、奈良県広域水道企業団の指定給水装置工事事業者として継続登録されていること。また会社に給水装置工事配管技能者の資格者を有すること。

第3 競争入札参加資格の確認の手続き・入札日程

本工事の競争入札に参加しようとする者は、あらかじめ競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」)を企業長に提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けなければなりません。なお、受付期間中に申請書を提出しない者、又は競争入札参加資格の確認を得る事ができなかった者は、この競争入札に参加することができません。

手続等	期間・期日・期限等	場所等
申請書、仕様書・設計書等の交付	令和7年10月1日(水) ～ 令和7年10月10日(金)	奈良県広域水道企業団ホームページからダウンロードできます。 https://www.union.nara-water.lg.jp/
入札参加資格確認申請 ※書面により提出(郵送)	令和7年10月10日(金) 午後5時までに必着 期限までに到着したもののみ有効。 <u>書留郵便</u> に限ります。	【提出書類】 ・一般競争入札参加資格確認申請書(様式1-1) ・業務実績報告書(様式4-1) ・業務実績証明書(様式4-2) ・配置予定技術者の資格報告書(様式4-3) 【送付先】 〒636-8585 奈良県生駒郡平群町若葉台4-23-1 奈良県広域水道企業団 平群・三郷事務所
入札参加資格の結果通知	令和7年10月14日(火)	郵便及びFAXに通知
設計図書等に関する質問	令和7年10月14日(火) ～ 令和7年10月23日(木) 正午まで	質疑は質問書に必要事項を記載の上、FAXにて送付してください。 ※送信後、奈良県広域水道企業団 平群・三郷事務所まで電話にて連絡ください。 (FAX: 0745-45-5365)
質問に対する回答	令和7年10月24日(金)	本入札参加者全員へFAXにて回答します。
入札書の提出	令和7年10月14日(火) ～ 令和7年10月30日(木) 午後5時(必着) ※ <u>書留郵便</u> に限ります。	【提出先】 〒636-8585 奈良県生駒郡平群町若葉台4-23-1 奈良県広域水道企業団 平群・三郷事務所
開札日時	令和7年10月31日(金) 午前9時30分	開札場所 奈良県生駒郡平群町若葉台4-23-1 平群・三郷事務所 2階会議室

※受付期間は、土日祝日を除きます。また、時間指定のないものは、午前8時30分から午後5時までです。

第4 入札の際の注意事項

- (1) 落札者にあつては、入札書に記載された金額に消費税を加算した金額(当該金額の1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札額とするので、入札参加者は消費税に係る課税事業者であるかを問わず見積もった契約希望額の消費税を除いた額を入札書に記載してください。
- (2) 入札書は必ず「書留郵便」で奈良県広域水道企業団 平群・三郷事務所へ郵送してください。
- (3) 入札参加資格の確認結果通知受領後に入札を辞退する場合、入札辞退届の提出が必要です。
入札辞退届を入札書提出期限までに奈良県広域水道企業団 平群・三郷事務所へ到着するように郵送してください(普通郵便可)。到着しなかった場合は、指名停止に該当します。
- (4) 入札参加者で開札に出席を希望する場合は、開札予定時刻までに確認通知書を携帯して出席してください。代理人が出席される場合は、委任状が必要です。
- (5) 入札参加者の開札出席は、1名とします。

第5 無効の入札

次の各号に該当する場合は、失格とします。

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 入札金額が加除訂正されている入札書
- (3) 入札金額以外の記載事項が押印されず加除訂正されている入札書
- (4) 記載された文字を容易に削除することができる筆記用具を用いて記入された入札書
- (5) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為があつたと認められる入札
- (6) その他、入札条件に違反したと認められる者による入札

第6 落札候補者の決定

- (1) 入札書比較価格(消費税を除いた額)の範囲内で最低の価格で入札した者から順に、落札候補者の順位を決定します。ただし、入札書比較価格(消費税を除いた額)を上回る価格で入札すると指名停止に該当します。
- (2) 同価格入札者が2名以上あつた時は、開札に引き続き、同価格入札者がくじを引き落札候補者の優先順位を決定します。
- (3) 開札に参加しない同価格入札者の入札(くじ引き)は、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとします。
- (4) くじ引きを同価格入札者が代理人へ委任する場合は、委任状が必要です。
- (5) 入札者が1者であつた場合、入札不調とします。

※ 「入札者」とは、入札書等に不備がなく失格とならなかった入札者をいう。

第7 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者が入札参加資格の制限又は入札参加停止を受けた場合は、契約を締結しません。また、次のいずれかに該当する事由があると認められるときも、契約を締結しないものとします。

- (1) 落札者の役員等(法人にあっては役員(非常勤の者を含みます。)、支配人及び支店又は営業所(常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。))の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。))が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」といいます。))第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。))であるとき。
- (2) 暴力団(法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。))又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) (3)及び(4)に掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約(以下「下請契約等」といいます。))に当たって、その相手方が(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結しようとしたとき。
- (7) この契約に係る下請契約等に当たって、(1)から(5)までのいずれかに該当する者をその相手方としようとしていた場合((6)に該当する場合を除きます。))において、本企業団が当該下請契約等の締結をしないことを求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

第8 契約の解除

契約締結後、契約者について7の(1)から(7)までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本企業団に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、5の(1)、(3)、(4)及び(5)中「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

第9 問合せ先

〒636-8585

奈良県生駒郡平群町若葉台 4-23-1

奈良県広域水道企業団 平群・三郷事務所

電話番号 : 0745-45-1004

FAX 番号 : 0745-45-5365

Eメール : heguri@union.nara-water.lg.jp